

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 サンコーテクノ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 洞下 英人
(東証第二部・コード 3435)
問 合 せ 先 経営管理本部長 甲斐 一起
(TEL. 04-7192-6638)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することについての議案を、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会に対し付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成 24 年 6 月 27 日開催の当社第 48 回定時株主総会において、年額 48 百万円を上限としてご承認いただき今日に至っておりますが、平成 28 年 6 月 28 日開催の当社第 52 回定時株主総会第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決をうけ、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

つきましては、当社第 48 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社へ移行後も従前と同様に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を勘案いたしまして取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、その就任日に遡って、従前と同額の年額 48 百万円を上限といたします。

II. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 80,000 株を上限とし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。ただし、本議案の決議日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割

当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2.新株予約権の割当日

当社取締役会に委任します。

3.新株予約権の総数

800 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

4.新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1 円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価値であり、当社は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺します。

5.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、付与株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

6.新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

7.新株予約権の行使の条件

(1)各新株予約権 1 個の一部行使は認めない。

(2)新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として 10 日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3)当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部又は一部を行使することはできない旨を決定することができる。

①禁錮以上の刑に処せられた場合。

②懲戒処分による解雇の場合。

③株主総会決議による解任の場合。

④会社に重大な損害を与えた場合。

⑤相続開始時に、新株予約権者が後記(4)に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

⑥新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

(4)新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族に限る。）1 名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上。）に変更することができる。

(5)新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者が前記(4)に基づいて届け出た相続人 1 名に限って、相続人において 3 ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(6)その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8.譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

9.新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上